

広島県公安委員会告示第2号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和4年1月11日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1 S15 68	告示の日 (令和4年1 月11日)から 3年間	回胴式遊 技機	SゲキダンミツE E	株式会社ボーダー 代表取締役 今井 一正 (東京都千代田区内神田三 丁目5番3号)	左同
1 S14 18	同上	同上	S RYUKYU B e a t - 30 FR	株式会社ロデオ 代表取締役 糸田 貴司 (東京都品川区西品川一丁 目1番1号住友不動産大崎 ガーデンタワー)	左同